

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(東京都担当部会)**

**平成 28 年5月 26 日答申分**

## **○答申の概要**

**(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件**

**厚生年金保険関係 2件**

**(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件**

**厚生年金保険関係 2件**

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501728 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600040 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成 15 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 15 年 4 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、36 万円から 41 万円とする。

平成 15 年 4 月から同年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 26 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 15 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

請求期間に係る厚生年金基金と厚生年金保険の標準報酬月額が相違している。

平成 15 年 4 月改定の報酬月額変更届を提出しているはずなので、請求期間の標準報酬月額を厚生年金基金と同額に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録において、請求者のA社における請求期間の標準報酬月額は 36 万円と記録されているものの、同社から提出された同社が加入する健康保険組合に係る「健康保険料増減内訳書」及び同社が加入する厚生年金基金から提出された請求者に係る異動記録により、請求者の請求期間に係る標準報酬月額はいずれも 41 万円であることが確認できる。

また、上記厚生年金基金から提出された平成 15 年 7 月 8 日受付の厚生年金基金加入員給与月額変更届により、A社は、請求者の請求期間に係る標準報酬月額を 41 万円として届け出ていることが確認できる。

さらに、A社の社会保険担当者は、同社は、健康保険組合に対しては独自の様式により届け出ているものの、厚生年金基金及び社会保険事務所（当時）については複写様式を使用しており、厚生年金基金及び社会保険事務所には複写された同じ内容の届書を提出している旨陳述しているところ、上記厚生年金基金加入員給与月額変更届に記載のある 3 人の被保険者のうち、上段に記載された一人についてのみ記載内容どおりの随時改定が記録されていることがオンライン記録により確認できることから、同社は、請求者の請求期間に係る報酬月額変更に際し、複写様式

により、厚生年金基金加入員給与月額変更届と同じ内容の厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を社会保険事務所に提出したものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、請求者が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については 41 万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501748 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600041 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年8月2日の標準賞与額を40万円、平成24年12月26日の標準賞与額を50万円、平成25年8月3日の標準賞与額を40万円に訂正することが必要である。

平成24年8月2日、平成24年12月26日及び平成25年8月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年8月2日、平成24年12月26日及び平成25年8月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和26年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成24年8月2日  
② 平成24年12月26日  
③ 平成25年8月3日

A社における請求期間に支給された賞与の記録が漏れていますので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求期間①から③までに係る「賃金台帳」及び「賞与支給明細書」により、請求者は、同社から平成24年8月2日に40万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(40万円)に基づく厚生年金保険料(3万2,824円)を、平成24年12月26日に50万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(50万円)に基づく厚生年金保険料(4万1,915円)を、平成25年8月3日に40万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(40万円)に基づく厚生年金保険料(3万3,532円)を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から③までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から③までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501635 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600038 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 42 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

A社を昭和 42 年 1 月 31 日に退職したが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年 1 月 31 日と記録されている。

昭和 42 年 2 月 1 日が正しい被保険者資格喪失日であるため、厚生年金保険の加入記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録によると、請求者のA社における離職日は昭和 42 年 1 月 30 日となっており、請求期間において請求者が同社に勤務していたことが確認できない。

また、請求者が勤務していたA社を平成 24 年 11 月 1 日に合併したB社及び同社の持株会社であるC社は、請求期間当時の資料を保存しておらず、請求期間に係る勤務の実態及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

さらに、請求者と同時期にA社を退職した者のうち、請求者と同様に月末に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した記録となっている複数の元従業員に文書照会を行ったものの、回答を得られた者の中に請求期間当時の給与明細書を保有している者はおらず、退職月の給与からの厚生年金保険料控除の有無について確認できない。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は昭和 42 年 1 月 31 日となっており、雇用保険の加入記録と符合している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501815 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600039 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 31 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 9 月 1 日から昭和 54 年 7 月 31 日まで

A社にデザイナーとして勤務していたため、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録により、請求期間のうち、昭和 53 年 10 月 1 日から昭和 54 年 7 月 31 日までの期間について、請求者は、A社に勤務していたことが確認できるが、請求期間のうち、昭和 53 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、同社の事業主は、請求者の勤務期間を記憶していない上、当該期間における勤務を確認できる資料を保存していないことから、請求者が同社に勤務していたことを確認することができない。

また、適用事業所検索システムにおいて、A社が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、同社の事業主は、同社は厚生年金保険には加入しておらず、従業員を採用する際、労働保険への加入はあるものの、社会保険への加入はないことを伝えており、従業員の給与から厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

さらに、A社の事業主及び同社の事務を担当していた事業主の妻は、請求期間において国民年金に加入し、当該保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる。

加えて、請求者は、請求期間に係る給与明細書を保有していない上、A社の事業主は、同社に係る資料を保存していないことから、請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めるることはできない。